

令和6年第4回 千早赤阪村議会定例会会議録

開会 令和6年11月29日

閉会 令和6年12月19日

千早赤阪村議会

令和6年第4回千早赤阪村議会定例会（第1号）

1. 招集年月日

令和6年11月29日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 吉 田 昭 之

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

2番 井 上 浩 一

7番 藤 浦 稔

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

健康福祉部長 中 野 光 二

村政戦略部長兼産業建設部理事 池 西 昌 夫

教育委員会事務局理事 森 田 洋 文

総務部長兼産業建設部理事 日 谷 順 彦

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局書記 土 井 達 也

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第54号 専決処分（令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算
（第7号））の承認を求めることについて

日程第 5 議案第55号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 6 議案第56号 教育委員会委員の任命について

日程第 7 議案第57号 村長の給料及び退職手当の特例に関する条例制定につ
いて

日程第 8 議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整理に関する条例制定について

- 日程第 9 議案第 59 号 千早赤阪村事務分掌条例の改正について
- 日程第 10 議案第 60 号 千早赤阪村職員定数条例の改正について
- 日程第 11 議案第 61 号 職員の退職手当に関する条例の改正について
- 日程第 12 議案第 62 号 千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の改正について
- 日程第 13 議案第 63 号 令和 6 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 14 議案第 64 号 令和 6 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第
4 号）

午前１０時００分 開会

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名です。定足数に達していますので、令和６年第４回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず初めに、菊井村長より挨拶がございます。

菊井村長。

○菊井村長 おはようございます。

本日、令和６年第４回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方にはご出席賜りまして誠にありがとうございます。平素から村政運営に特段のご配慮、ご尽力を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。

去る１１月２６日に、また石川県西方沖を震源地としましてマグニチュード６強の地震が発生しました。石川県輪島市、志賀町は震度５弱を観測し、本村も震度１を観測しております。石川県ではご存じのように、今年１月１日の能登半島地震、そして９月下旬の奥能登豪雨による土砂災害、そして今回の地震の発生ということで、多くの皆様方が不安な日々を過ごしておられる状況でございます。改めて、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

さて、私ごとではありますが、就任しましてはや４か月が経過しました。就任してから今日まで、庁内での議論を重ね職員間での意思疎通を図り、そしてまた議員先生方ともいろいろ意見交換をさせてもらいながら、少しずつでございますが事業を進めさせていただいている状況でございます。また、私自身できる限り多くのイベント等に参加させていただきまして村民の皆様から直に声を聞かせてもらいました。村民の皆様方からいただきました貴重なご意見はすぐに役場内でも共有し、少しでも村政運営に反映できるよう努力してまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提案します案件でございますが、専決処分１件、人事案件２件、条例案件６件、補正予算２件の１１件でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○千福議長 次に、１１月２２日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 １１月２２日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会の提出予定議案の審議方法等を審査しましたので報告いたします。

本日の付議案件は、議事日程第１号のとおりです。村長からの提出予定議案は議案第５

4号から議案第64号までの11議案で、審議方法については議案第54号から議案第57号までの4議案は本会議、議案第58号から議案第64号までの7議案は所管の常任委員会へ付託をいたします。

また、12月3日午前10時より、議事日程第2号のとおり一般質問を行います。6名が通告をされています。なお、今期定例会の会期は本日11月29日から12月19日までの21日間と決していますので、併せてご報告いたします。

以上でございます。

○千福議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○千福議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番井上議員、7番藤浦議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日11月29日から12月19日までの21日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日11月29日から12月19日までの21日間と決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第3、諸般の報告を議題とします。

派遣議員の報告2件、監査委員の報告1件の計3件の報告を順次お受けいたします。

まず初めに、令和6年第3回大阪南消防組合議会定例会について、私のほうからご報告いたします。

去る11月8日午前10時から大阪南消防組合4階屋内訓練場で開催された令和6年第3回大阪南消防組合議会定例会の報告をいたします。

議会日程は15件、追加日程1件、提案内容については報告案件3件、人事案件2件、決算の認定1件の計6案件が提案されました。

日程第1、議会運営委員会委員長報告については、10月25日と11月8日に開催された同委員会の結果についての報告で、定例会の運営について等の報告がされました。

次に、日程第２、会議録署名議員の指名については、６番西田いく子議員、９番中村保治議員を指名されました。

次に、日程第３、会期の決定の議題については、会期を１日間と決定されました。

次に、日程第４、議長の辞職許可については、笠原由美子議長の辞職が本人を除く全会一致で許可されました。

次に、日程第５、選挙第３号議長選挙については、富田林市選出の草尾勝司議員が全会一致で当選されました。

次に、日程第６、副議長の辞職許可については、尾崎哲哉副議長の辞職が本人を除く全会一致で許可されました。

次に、日程第７、選挙第４号副議長選挙については、河内長野市選出の三島克則議員が全会一致で当選されました。

次に、日程第８、選任第２号議会運営委員会委員の選任について、富田林市選出の遠藤智子議員、河内長野市選出の峯満寿人議員、柏原市選出の峯弘之議員、羽曳野市選出の笹井喜世子議員、藤井寺市選出の山本忠司議員、太子町選出の西田いく子議員、河南町選出の高田伸也議員、千早赤阪村選出の千福清英議員がそれぞれ選任されました。

その後、会議を暫時休憩後、その間に議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

再開の後、議長から委員長に藤井寺市選出の山本議員、副委員長に河南町選出の高田議員が互選されたことの報告がありました。

次に、日程第９、報告第７号専決処分報告、損害賠償の額の決定について、専決処分したことによる理事者側から報告があり、河内長野市選出の丹羽議員から質疑がありました。

次に、日程第１０、報告第８号専決処分報告、災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車の財産の取得について、専決処分したことによる理事者側から報告があり、全会一致で承認されました。

次に、日程第１１、報告第９号専決処分報告、損害賠償の額の決定について、専決処分したことによる理事者側からの報告があり、河内長野市選出の丹羽議員から質疑がありました。

次に、日程第１２、議案第３４号大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、柏原市選出の中村保治議員を選任することについて理事者側から説明があり、本人を除く全会一致で同意されました。

次に、日程第１３、議案第３５号大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求

めることについては、任期満了に伴う選任で、引き続き布施裕氏を選任することについて理事者側から説明があり、全会一致で同意されました。

次に、日程第14、認定第1号令和5年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について理事者側から説明があり、羽曳野市選出の笹井議員からの質疑の後、全会一致で認定されました。

次に、日程第15、一般質問についてですが、羽曳野市選出の笹井議員から消防広域化による奏功事例について質問の後、理事者側からの説明がありました。

次に、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査の申出についての日程の追加があり、全会一致で決定されました。

その後、定例会が閉会となりました。

令和6年第3回大阪南消防組合議会定例会の結果報告については以上となります。

次に、令和6年第3回大阪広域水道企業団議会11月定例会の報告を求めます。

井上議員。

○井上議員 それでは、報告をさせていただきます。

大阪広域水道企業団議会の報告をいたします。

去る令和6年11月5日13時より11月定例会についての全員協議会が行われました。招集日の内定、監査結果報告、提出予定議案の説明があり質疑が行われました。その後、理事者退席の後、定例会の議事運営について確認、協議され閉会いたしました。

令和6年11月定例会は11月15日に国民會館にて行われ、午後0時30分より全員協議会を行い、午後1時より本会議が行われました。諸般の報告では、当選議員の報告、紹介が行われ、続いて例月出納検査結果報告、当選議員の議席の指定が行われました。

次に、議案3件、報告4件の説明があり一般質問が行われました。

寝屋川市選出の北川健治議員から一問一答方式で行われ、決算報告、中央管理システム、高圧受電設備について質疑応答が行われました。

討論は行われず、提出議案は一括議題として賛成多数で可決、認定されました。

以上、ご報告といたします。

なお、詳細につきましては、資料等ございますのでご確認をお願いしたいと思います。

○千福議長 ありがとうございました。

続いて、令和6年8月から令和6年10月例月出納検査の結果に関する報告を求めます。

井上監査委員。

○井上議員 それでは、報告させていただきます。

令和6年8月から令和6年10月の出納事務に係る例月出納検査について報告いたします。

令和6年8月分については、令和6年9月25日に実施いたしました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認いたしました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和6年9月分については、令和6年10月25日に実施をいたしました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、各基金歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認いたしました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和6年10月分については、令和6年11月25日に実施をいたしました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認いたしました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでございました。

以上、報告といたします。

○千福議長 ありがとうございました。

これで諸般の報告は終了いたします。

~~~~~

○千福議長 日程第4、議案第54号専決処分（令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第7号））の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第54号は、令和6年10月1日付で専決処分いたしました令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第7号）について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ888万5,000円を追加いたしまして、予算総額を40億3,944万6,000円とするものでございます。

内容は、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員選挙等に係る経費を補正するものでございます。ご承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明いたします。よろしくお願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 ちょっと分からなかったので教えていただきたいんですけども、今回繰入金で財政調整基金から24万5,000円、歳入で繰り入れられておりますけれども、内訳を見る限りこれは消耗品に当たるのかなと思うんですけども、何かそういうルールとかがあってこの24万5,000円は単費で出さなければならないということになっているのでしょうか。

○千福議長 日谷総務部長。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 この24万5,000円の基金の繰入金、財政調整基金の繰入れになるんですけども、ここの部分につきましては基本的に衆議院議員選挙ということで国政選挙ですので国から執行経費というものが基本的にいただけるということでございます。

ただ、今回その中で各投票所で投票事務の中で投票用紙を交付する交付機というものを用意してるんですけども、その部分につきまして今6台ありまして、一番有権者が少ない第3投票所の千早地区においては数が少ないということもあって手作業でちょっと手渡してたんですけども、ただやはり二重交付であったりとかそういうことも防ぐという意味も込めまして、やっぱりそこも交付機を購入して今回はやっていきたいということで購入をさせていただきました。

ただ、その分につきまして執行経費について対象にはなっていくんですけども、この交付機を買ったこの交付機を、例えば地方選挙においても使う場合におきましては満額もらえないということがございまして、9分の5の分しか執行経費が対象にならないということで、その残りの部分につきまして一般財源で充当してるということでございます。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。ということは、てっきり24万5,000円という金額が同じでしたのでこれは消耗品費かなと思ったんですけども、実はこれ消耗品じゃなくてほかのところに充てられているということになるんですかね。

○千福議長 日谷総務部長。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 議案書の11ページをご覧いただきたいと思いますが、11ページの機械器具費55万円っていうのがございます。これが今説明させていただいた交付機ということでございまして、それを先ほどの9分の5で計算すると先ほどの金額になるということでございます。

以上です。

○田村議員 よく分かりました。ありがとうございます。

同じく、この交付機の上に会場借り上げ料というのが計上されてるんですけども、この会場を借り上げるというのはどこの会場を借りられた分になるんでしょうか。

○千福議長 日谷総務部長。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 こちらの会場借り上げ料につきましては、個人演説会の申出があったときにくすのきホールであったりとか、そちらに使う会場使用料を予算として確保してるということでございます。

今回、申出がなかったので執行はしておりませんが、一応選挙事務執行上、個人演説会の部分につきましてその会場経費をこちらで負担するということになっておりますので、その経費でございます。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第54号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第５、議案第５５号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第５５号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たりまして、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。委員の定数は３名で、任期は３年でございます。３名のうち、今回仲谷依之委員が令和６年１２月２５日をもって任期満了となりますが、引き続き委員をお願い申し上げるものでございます。

再任でございますのでご承知と思いますが、仲谷氏は税理士をされておりますので税務行政に対しましても豊富な識見をお持ちであり、また人格高潔なお方でございます。そのようなことから、固定資産評価審査委員会委員として最適任と考えておりますのでご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

なお、ご同意いただければ、任期は令和６年１２月２６日から令和９年１２月２５日まででございます。よろしくお願い申し上げます。

○千福議長 お諮りします。

議案第５５号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第５５号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第５５号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第５５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第６、議案第５６号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第５６号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。教育委員の定数は４名で、任期は４年でございます。４名の委員のうち、今回出口晴久委員が令和６年１２月１９日をもって任期満了となりますので、引き続き委員をお願い申し上げるものでございます。

出口氏は現在、学校法人浪速学院、浪速高等学校教頭を務められ、学校教育活動を活性化するため多方面で活躍されており、人格高潔で教育、学術及び文化に関し豊富な見識をお持ちの方でございます。このようなことから、教育委員として最適任者であると考えておりますので再任することにご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

なお、ご同意いただければ、任期は令和６年１２月２０日から令和１０年１２月１９日まででございます。よろしくお願い申し上げます。

○千福議長 お諮りします。

議案第５６号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第５６号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第５６号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第５６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第７、議案第５７号村長の給料及び退職手当の特例に関する条例制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第５７号は、村長の給料及び退職手当の特例に関する条例制定についてでございます。

本議案は、令和６年７月１６日から村長に就任した私の任期中の給料を１０％、退職手当を５０％減額することを定めるものです。また、条例改正前の７月から１１月分給料につきましては各月の減額相当分を１２月の期末手当で減額いたします。

なお、減額しました原資につきましては私の公約実現に向けて活用してまいりたいと考えております。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。よろしくお願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第５７号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第５７号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

服部議員。

○服部議員 報酬審査会の答申はどういう答申だったか、教えてくださいませんか。

○千福議長 池西村政戦略部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 審議会ですけれども、計3回、審議会のほうを開催させていただきました。慎重審議していただきまして、村長の給料については社会情勢で言えば最低賃金の増額、一般職員の給料についても増額というような方向で賃金については今上昇傾向にあるというような意見をいただいております。

けれども、物価の上昇、村民の厳しい生活、そのあたりを考えますと村長の給料につきましては現状維持というような答申をいただいております。

以上でございます。

○千福議長 服部議員。

○服部議員 答申のほうは下げる必要はないという答えだったということでありますので、私が9月議会の代表質問でこの給料の件について質問をさせていただいたときに、やはりこういう結果が出る可能性が高いということを指摘させていただいた上で、やはり審査会を開くためにも村の大切なお金を使ったということで、このあたり村長はやはり審議会が必要だったのか、村長のお考えをお聞かせ願えますか。

○千福議長 菊井村長。

○菊井村長 この辺につきまして結果的には据置きという結果が出ましたが、やはり任期当初で審議会のほうを開催させてもらいましていろいろ審議をやってもらった結果が据置きちゅうことになりました。

結果は一緒ですけど審議会を開いたのはよかったのではないかと考えております。

以上でございます。

○千福議長 服部議員。

○服部議員 分かりました。

ただ、これは中野部長にちょっと質問したいんですけども、今は中野部長は健康福祉部の部長ですけども、当時8月でしたら村政戦略部長だったので、例えば菊井村長に対して審議会の前に今回出されたような条例案を出したほうがいいじゃないかとかというそういうアドバイスというか、助言なんかはされたんでしょうか。

○千福議長 中野健康福祉部長。

○中野健康福祉部長 当時担当部長しておりまして、村長のほうからまずは自分の給料を減額するために審査会を開いて、現状の給料について審査をお願いしたいと申出がございましたので、その件につきましては特に条例を先にするとかということではなくて、まずは審議会を開いて今の現状の給料について判断していただくということで予算のほうを計上させていただきました。

以上でございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

田村議員。

○田村議員 今回、給料を10%カット、そして退職金を50%カットというところで、前回は給料をそのまま、退職金は50%カットということでしたから、その意味では1つ前に進んでいるのかなというふうに評価したいと思います。

今回、報酬審議会、今、服部議員がおっしゃっておられましたけれども、菊井村長、報酬審議会をこのタイミングで開催されたその思い、どういう理由で開催されたのか、それをちょっと改めてお聞かせ願えますでしょうか。

○千福議長 菊井村長。

○菊井村長 報酬審につきまして任期早々に開催させてもらいまして、私の4年間の最初ということでさせてもらいまして、できたら、私もいつまでっていうのは別にしまして、任期の当初に4年に一度、できたらルール化しながら特別報酬審議会を開催させてもらいたいなということで考えております。よろしくお願いします。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。

お聞きしたところ、菊井村長としては、菊井村長お一人に限らず、村長としては村長の任期の最初に報酬審議会というのを開いて、各任期ごとにコンスタントにといいいますか、継続して審議していくべきだというふうにお考えということだと認識いたしました。

確かに前村長のときはたしか就任後どれぐらいだったかちょっと覚えてないですけども、最初ということではなく途中であったというふうに思うんです。確かにおっしゃられるとおり、開いたり開かなかったりでどのタイミングで開くべきなのかっていうのが結構村長の一存次第となるとちょっとどうかなというところも思いますので、今回開かれたことは評価したいと思います。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第57号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第8、議案第58号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第58号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてでございます。

本議案は、令和4年6月17日に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和4年法律第68号）の公布により、懲役及び禁錮を開始し新たに拘禁刑を創設するなどの改正が行われ、これらの規定が令和7年6月1日から施行されることに伴い、関係条例において所要の改正を行うものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。よろしくお願ひします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第58号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第9、議案第59号千早赤阪村事務分掌条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第59号は、千早赤阪村事務分掌条例の改正についてでございます。

本議案は、新たな行政課題や複雑化、多様化する住民ニーズに的確に、またスピード感を持って対応するため組織をスリム化し、機能的で機動的な組織体制に見直しを図るものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。よろしくお願ひします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第59号は総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第１０、議案第６０号千早赤阪村職員定数条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第６０号は、千早赤阪村職員定数条例の一部改正についてでございます。

本議案は、多様化する行政サービスに対応し持続可能な行政運営を行っていくために必要な人員を適正に配置する必要があることから所要の改正を行うものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。よろしく申し上げます。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第６０号は総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第１１、議案第６１号職員の退職手当に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第６１号は、職員の退職手当に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、雇用保険法の一部を改正する法律の成立に伴い地方公務員の退職手当について必要な整備を行うため、本条例の所要の改正を行うものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第６１号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第１２、議案第６２号千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第６２号は、千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

本議案は、児童福祉法の規定に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家

庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、保育士等の配置基準が見直しされたことに伴い所要の改正を行うものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。よろしく申し上げます。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第62号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第13、議案第63号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第63号は、令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ4,232万2,000円を減額いたしまして予算総額39億9,712万4,000円とするものでございます。主な内容でございますが、金剛山ロープウェイ施設撤去工事費用の令和6年度分の支払い不要に伴う索道管理費の減額及び介護、訓練等給付費や子ども医療助成事業費など扶助費の増額などでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。よろしく願いいたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第63号は、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第14、議案第64号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第64号は、令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ5,235万2,000円を追加いたしまして、予算総額7億2,454万5,000円とするものでございます。主な内容でございますが、給付費の不足による増加と、それに伴う国庫支出金などの特定財源を補正するものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。よろしく願いいたします。

○千福議長　ただいま議題となっています議案第64号は、総務民生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆さんお疲れさまでした。

午前10時51分　散会

令和6年第4回千早赤阪村議会定例会（第2号）

1. 招集年月日

令和6年12月3日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 吉 田 昭 之

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

健康福祉部長 中 野 光 二

村政戦略部長兼産業建設部理事 池 西 昌 夫

教育委員会事務局理事 森 田 洋 文

総務部長兼産業建設部理事 日 谷 順 彦

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局書記 土 井 達 也

7. 議事日程

日程第1 一般質問

午前１０時００分 開議

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第１、一般質問を行います。

一般質問については、時間制で行います。速やかに質問、答弁を行うようにしてください。質問、答弁全て含んで持ち時間は１議員３０分間です。議場内の時計で３０分を経過しますと、私のほうから終了の宣言をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許可します。

それでは、第１番目の質問者、服部議員、１問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 議席番号３番、服部会服部幸令、議長通告に基づき４問の質問をさせていただきます。

まずは１問目、村長就任後、半年間の実績について伺います。

９月議会の代表質問では、「具体的な将来像は示さず、目先の一步を積み上げていく」とのことでしたが、この約５か月弱でどのような成果があったのか。まずは、９月補正で措置されまいたいきいきサロンやまゆりの建て替え検討支援業務の進捗状況を伺います。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 村長就任後、半年間の実績につきましてご答弁申し上げます。

いきいきサロンやまゆりの建て替え検討支援業務につきましては、１１月１１日に入札を行いまして、１１月１５日に契約を締結したところでございます。現在は、建物の立地や施設の規模、必要な機能などの検討内容について協議しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 いきいきサロンやまゆりの進捗状況はよく分かりました。ただ、現在の我が国を取り巻く急激な人口減少やデジタル化等により、どれだけの費用対効果があるのか、甚だ疑問であることを指摘して、次の質問に移ります。

「桐山地区農道整備事業について課題整理を行う」ということを９月議会の代表質問でお答えいただきましたが、その結果はどうなったのか。そもそも当該事業は前村長のトップダウンで始まったものなのかも含めて、お示しいただきたい。

また、9月定例会の私の一般質問の答弁として、「スズメバチ駆除に関するホームページの修正等を実施する」ということでしたが、どのような修正をされたのか、併せてご答弁をお願いします。

○千福議長 一般質問の要旨では、いきいきサロンやまゆりに対する質問でありましたが、今の質問は要旨とどのような関係がありますか。服部議員に聞きます。

○服部議員 9月の代表質問に関して質問させていただいておりますので、関連していると考えております。

○千福議長 答弁できますか。

菊井村長。

○菊井村長 桐山地区の農業課題としましては、離農者や規模縮小により遊休農地が増加することが懸案されるなどの問題があり、引き続き調整している状況でございます。桐山地区の農道整備事業の経緯につきましては、令和5年度予算編成時において、前村長より分校跡地に農道の整備を行うよう指示がありました。しかしながら、事業を進めるに当たっては公平公正に事業を進める必要があるため、4月の農業委員会、区長会、実行組合長会の場で農道整備の事業の説明を行いました。農道整備を希望される農家がおられる場合は、当該地区で話をまとめていただいた上で村に相談してほしいという投げかけを行った結果、桐山地区から希望がありました。その後、桐山地区の座談会の中で農道整備の協議をした結果、現行の農道ルートが示され、令和5年度に構想設計を行い、現在に至っております状況でございます。

続きまして、スズメバチ駆除に関するホームページの修正につきましては、10月1日に更新を行いました。修正内容は、以前まではハチに刺されないようにするための注意喚起のみを掲載しておりましたが、より分かりやすく絵や写真を入れるとともに、ハチの種類や生態などを掲載して充実を図っている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 スズメバチ駆除に関するホームページの修正の早速のご対応、誠にありがとうございました。拝見させていただきましたが、写真等も入っており、非常に分かりやすいと思っております。

一方、農道整備について、ただいま「前村長から分校跡地に農道の整備を行うよう指示があった。またしかしながら、公平公正に事業を進める必要」との答弁がありましたが、分校跡地か、桐山地区かの違いはあるにせよ、この答弁では、桐山地区での農道整備やト

ップダウンで進めることが決まったのか、それがそうではないように見せるため、地区等に説明して希望を募ったというふうにも聞こえています。

改めて伺いますが、桐山地区における農道整備はトップダウンで進めたのか、トップダウンではないのか、どちらかでご答弁をお願いします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 答弁につきましては、繰り返しになりますが、桐山地区の農道整備の件につきましては、令和5年度予算編成時において、前村長より分校跡地に農道の整備を行うよう指示がありました。その後、桐山地区の座談会の中で農道整備の協議をした結果、現行の農道ルートが示された状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 要望をお受けします。

服部議員。

○服部議員 要望は特にありません。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 次、2問目として、府との関係及びこの間の調整状況についてお伺いします。

代表質問の答弁では、「村長が替わっても府との関係は特段変わらない」との答弁でしたが、本当に変化はないのか、改めてお伺いします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 府との関係につきましてご答弁申し上げます。

府との関係及びこの間の調整状況については、村長が替わったからといって何ら特別に変化があったということではございません。今後とも、引き続き大阪府と連携を図りながら村政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 9月議会の代表質問と全く同じ答弁をされましたが、村長は「楠公誕生地周辺整備事業を見直し、道の駅等の整備についての検討や金剛山周辺のにぎわいづくりについて、府と連携して活性化に取り組む」ともおっしゃっています。ところが、今議会では当該事業に係る当初予算を減額するのみで、その後どうするのかという展望が示されておられません。いずれの事業も大阪府の協力、支援なしには進まないと思われませんが、就任以

降どのような調整を行ってきたのか。村長就任以降、富田林土木事務所及び南河内農と緑の総合事務所との間でどれだけ打合せ等を行われたのかをお示しいただきたい。後者については、令和6年5月に設置された千早赤阪村農と緑の活性化推進会議の開催状況も併せてお示しいただきたい。ご答弁よろしくお願いします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 千早赤阪村農と緑の活性化協議会の会議については、開催には至っておりません。そしてまた、各担当分野の様々な分野におきましては大阪府と連携調整し、各種の課題や問題の解決に取り組んでおる状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 開催に至っていないということで、理解しました。

前村長は、楠公誕生地周辺整備事業について、当該地に何かを整備するというだけではなく、そこへのアクセスや金剛山周辺地域との観光周遊など、大阪府との連携が欠かせない事業であり、その全体を見据えながら、府と調整を進めながら取り組んでいました。菊井村長は、都市整備課、農林商工課を所管する産業建設部長に就いておられました。まさか、そのような状況を理解せず、単に楠公誕生地周辺整備事業は止める、その後どうするかはまだ考えていないということでしょうか。今後の方向性について、改めて村長のお考えをお示しいただきたい。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 楠公誕生地周辺整備事業については、止めるというような考えは持っておりません。具体的な府との協議には至っておりませんが、今後も大阪府と連携を密にし、協力や支援をいただけるよう協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○千福議長 要望をお受けします。

服部議員。

○服部議員 分かりました。村長就任後、半年の実績について状況はよく理解できましたが、結局、いろいろと公約で掲げておられますが、必要な調整や検討はほとんど進んでいないということだと思われまます。確かに、僅か半年で全ての公約を実現すべきなどとみないなことを言うつもりは全くありませんが、今後も、公約に掲げた施策については、その進捗状況を注視していきたいということだけ言わせていただきまして、次の質問に移ります。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 3問目、組織機構の変更について伺います。

今般、事務分掌条例の改正案が提出されましたが、条例を改正しなければならないと判断に至った理由と、その根底にある村長の思いを伺います。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 組織機構の変更についてのご答弁申し上げます。

新たな行政課題や複雑化、多様化する住民ニーズを的確に、またスピード感を持って対応するため、組織をスリム化し、機能的で機動的な組織体制に見直しを図るため、提案させてもらったものでございます。よろしくお願いします。

○千福議長 再質問をお受けします。

服部議員。

○服部議員 村長就任後、突然新たな行政課題や複雑化、多様化する住民ニーズということが出てきたのであれば、これに関して具体的にお示しいただきたいと思います。

また、組織機構の変更内容については議会運営委員会の前日に突然示されましたが、改正に当たり、理事者内の意見照会などは実施されたのでしょうか。また、そこで得られた意見等はどこまで反映されているのか。これまでの手続等や時期を含めた詳細な経緯を伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 私がマニフェストに挙げた内容が本村の課題であり、そして住民ニーズと私は認識しております。

組織の再編につきましては、就任直後から各部長から意見をもらうとともに、8月に各課長に対しては各課員の意見を取りまとめていただきまして、それらの意見を参考に人事担当部課長とも検討を重ね、決定したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 8月に意見を取りまとめて、それから2か月間の間、人事担当部課長と検討したということでしょうか。であれば、当該部課長の人事異動を挟んでの検討ということになりますが、この点はどう理解すればよろしいのでしょうか。前村政戦略部長に、意見取りまとめ後に組織体制について検討したのか、お伺いします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 就任直後からでございますので、前担当各部長からの意見をもらいまして、そして人事異動後についても現担当部課長と協議を行ってまいりました。ということで、前村政戦略部長とも協議を行ってまいりました。

以上でございます。

○千福議長 要望をお受けします。

服部議員。

○服部議員 部長にお伺いしたかったんですが、菊井村長が答えられたので、ちょっと戸惑っておりますが。要望として、組織機構の変更についての検討経緯は理解できましたが、それにより10月に人事異動を行った理由がますます分からなくなってきましたので、次に人事異動について幾つか質問させていただきます。

○千福議長 4問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 4問目、真っ当な村政運営はについて伺います。

去る10月1日には村政戦略部長及び秘書企画課長の人事異動がありました。そのほか、異動後、半年間しか経過しないのに異動したり、元の所属に戻したりしているケースもありました。それぞれどういう理由で異動したのか、伺います。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 真っ当な村政運営はについてご答弁申し上げます。

人事異動につきましては、職員時代からの職員の皆さんと関わってきた経験を生かしまして、職員一人一人が自己の力を発揮できるよう、適材適所に配置したものでございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 適材適所というご答弁でしたが、本当にそうなのか、少し疑問に感じております。来年度の予算や人事体制を検討しなければいけないこの大事な時期に、ある業務について、これまで経験したことがないと思われる人を当該業務に就かせることや異動後、半年で動かすことは適切だとは思えないのですが、どのような見解でしょうか。加えて、来年4月には組織を見直すということなんですけども、そうであれば、人事異動は組織見直しに合わせるべきではなかったのでしょうか。そこまで急いで人事異動を行ったのはなぜなのか。先日、11月発行の議会だよりに記載がある不明な旅費に関する議会からの要望への回答がありましたが、そういう疑いがあったからではないのかと思われそうですが、村

長のお考えをお伺いします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 各職員が今まで携わってきた職務や職責なども鑑み、これまでの経験を生かせるよう配置したものでございます。ご指摘を賜りました11月発行の議会だよりに記載がある不明瞭な旅費とは全く関係ありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 「これまでの経験を生かせるよう」と答弁されましたが、失礼ながら、部長、課長はこれまで業務を経験されたことがあるのでしょうか。実際に、「業務については担当任せになってしまっている」という声も聞いております。こんな状態になっていても、なお適材適所の人事配置と言うのでしょうか。不明な旅費問題についても特に法的な問題はなかったということですし、さっきの組織改編の変更の経緯にも疑問が大いに残っております。もう一度考え直すべきだと思いますが、村長の見解を伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 再々質問につきましては、職員の個人名を出されたような誹謗中傷的な質問であるかなと思いますが、あえて答弁させていただきます。

課長につきましては、平成25年度から4年間、当時の課長代理としまして、業務を担当してまいりました。そして、過去には合併協議会の担当でもありました。

続きまして、部長につきましては、担当者としての経験はありませんが、部長におかれましては、役場40年間、様々な部署を経験され、総合的な調整能力があることから、適材適所の人事配置であると認識しております。

そして、担当した業務経験がないと部課長が務まらないものでもなく、また担当業務を経験したことがあるか、ないかではなく、今までのやはり行政経験により適材適所に配置したものでございます。そして、不明瞭な旅費とは全く関係ございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 要望をお受けします。

服部議員。

○服部議員 今までご答弁ありがとうございました。

質問は以上であります。全般的に具体性に欠ける、また事実かどうか定かでない答弁が若干見受けられるなど、非常に不誠実な対応だと感じております。

また、村長は就任以降、担当部長を通さずに、直接担当者と呼んで業務を命じたり、人

事異動により、担当業務のことにあまり関わっていない上司が来て時間外が増えているなど、職員の不満の声を数多く聞いております。もちろん、人事業務というのは個々の職員の言い分を一々聞いては成り立つものではないということは理解していますし、承知しております。先ほど質問したように、誰が見ても「なぜ」というようなことが多く、これについて納得できるだけの明快な理由の説明もありませんでした。こういうやり方が村長のおっしゃられる真つ当な村政運営なののでしょうか。多くは言いませんが、村政は村長を含む職員のためのものではなく、村民のためのものであると思われます。いま一度、原点に立ち返って、村民に向けて恥ずかしくない村政運営に励まれることを切望しまして、私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○千福議長 第2番目の質問者、吉田議員、1問目の質問を許可します。

○吉田議員 議席番号5番、自民党無所属の会吉田昭之、議長通告に伴い2問の質問させていただきます。

まず1問目、医療費無償化についてでございます。

村長は所信表明で、「子どもの医療費は18歳までの医療費完全無償化を実施する」と述べられています。子どもの医療費完全無償化は、何かと経済的負担の多い子育て世帯にはすごくありがたいことであります。村民の子育て世代の方も早期実現を望んでおります。今後の見通しについてお伺いします。よろしくお願いいたします。

○千福議長 答弁者、中野健康福祉部長。

○中野健康福祉部長 医療費無償化についてご答弁申し上げます。

現在、18歳までの医療費完全無償化に向け、システム改修や関係団体との調整を進めているところでございますが、システム業者と協議を進める中で、「令和7年度に全国一斉に予定されております自治体システムの標準化業務が逼迫しており、令和7年度中に当システム改修を行うことは困難である」という旨の回答を得ておりますので、令和8年度以降の実施を予定しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

吉田議員。

○吉田議員 ご答弁ありがとうございます。

「令和8年以降に18歳までの医療費完全無償化を実施予定である」と答弁いただきましたが、高校卒業後の専門学校や短大、大学への進学する場合、多額の学費等を伴い、医療費についても大きな負担となっております。この際、対象年齢を22歳の学生までに拡大することはできないのか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野健康福祉部長 村の子ども医療費につきましては、令和4年4月から村独自で18歳まで年齢を引き上げ、医療費の一部助成をしており、令和8年度以降は18歳までの医療費の完全無償化に向け、調整をしているところでございますので、現段階では22歳まで拡大する予定はございません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

吉田議員。

○吉田議員 要望となりますが、さすがに子育て世代にとっては今後子どもを育てていくに当たって何か村として補助的になるようなものをつくっていただきたいと要望いたします。

これで1問目の質問を終了させていただきたいと思います。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

吉田議員。

○吉田議員 2問目の質問、村内の防犯強化についてでございます。

最近では連日、闇バイトによる押し込み強盗が報道され、住民の財産並びに命すら脅かされる事態が増えてきています。特に、これからの年末年始にかけて、お金欲しさに犯罪に手を染めるやからが増える可能性があります。村内の防犯強化をする必要があると思われますが、本村の対策や考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○千福議長 答弁者、池西村政戦略部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 村内の防犯強化をについてご答弁申し上げます。

村の防犯対策としましては、村防犯委員による青パト防犯パトロールや定期的に特殊詐欺の啓発物品の街頭配布、村広報紙や防災行政無線による啓発記事、放送などを実施しております。

また、今年度より特殊詐欺対策電話機等の購入費補助も実施しているところでございます。特に年末に向けては、地区において歳末夜警を実施していただいております。今後も、地域の駐在所とも連携を図りつつ、必要に応じて巡回パトロールを依頼するなど、防犯対策の強化に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

吉田議員。

○吉田議員 ご答弁ありがとうございました。様々な防犯対策を講じていただいているこ

とは理解いたしました。

そこで、防犯カメラについてお聞きしたいと思います。

小吹台地区から村に対して防犯カメラの増設について要望されていると自治会長からお聞きしています。その際、村の対応についてお尋ねいたします。答弁のほうよろしく願います。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 地区からは、昨今の防災発生状況から、村内における不審者事案等を受けて、新たな箇所への増設についてご要望をいただいております。村としましては、今年度新たに補助内容の変更や補助金額を増額しました地区活動応援補助金を活用いただき、地区が実施主体となり設置をいただけるようお願いしているところでございます。

○千福議長 再質問を許可します。

吉田議員。

○吉田議員 ご答弁ありがとうございます。

村の対応としては、既存の補助制度活用で対応してということですが、防犯カメラに特化した補助制度の増設などを考えておられないのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 ご指摘いただいた補助制度につきましては、他市町村において実施されているところもあり、各地区の地区活動応援補助金の活用状況を踏まえ、先進市町の制度について調査研究してまいります。

○千福議長 要望をお受けします。

吉田議員。

○吉田議員 ご答弁のほうありがとうございます。

今後とも、村の防犯活動並びに先ほど言わせていただきましたような補助金制度などをつくっていただくよう要望として、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○千福議長 第3番目の質問者、井上議員、1問目の質問を許可します。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づきまして5問の質問をさせていただきたいと思います。

1問目、子ども食堂について。

子ども食堂については、様々なメディアにも取り上げられたりしているので、ご存じの方も多いと思いますが、実態についてはあまりご存じないのが現状だと感じます。

全国の子ども食堂の数は、コロナ禍の影響でさらに希薄になった地域のつながりを取り戻そうとする意識の高まりから、子どもを真ん中に置いた多世代交流の地域の居場所として、2016年の319か所から2023年の時点で9,131か所となり、7年で28倍を超え、公立中学校数とほぼ同数となっております。

また、農林水産省のホームページにも「地域と子ども食堂の連携の必要性」として掲載があり、そこでは「地方自治体は地域住民、関係機関、関係団体、NPO等と適切に連携して、地域における食育を推進する役割を担っています。地方自治体が子ども食堂をそうした連携先の一つとして位置づけ、連携を深める中で、子ども食堂の取組に地域ぐるみで協力し、子ども食堂の活動遂行に役立つような環境整備を行うことが期待されます。なお、国や地方自治体は子ども食堂の多くが民間のNPOや個人の善意に基づき発足、運営されていることに十分留意し、子ども食堂の自主的、自発的な取組を最大限尊重し、個人やNPOの善意で行われている子ども食堂の活動の趣旨を理解することが必要です」との表記があり、このように大変意義のある活動で、本村においても取り組むべきではないかと考えますが、現在の状況とお考えを伺います。

以上でございます。

○千福議長 答弁者、中野部長。

○中野健康福祉部長 子ども食堂についてご答弁申し上げます。

子ども食堂は、地域のボランティアの方々が子どもたちに無料または少額で食事や温かな団らんを提供する場所となっており、全国各地でその活動が広まっております。

現時点では村内で子ども食堂を開設されているボランティア団体等はございませんが、開設に向けての相談があれば、社会福祉協議会とも連携しながら、真摯に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 現在、子ども食堂を企画し、実行しようとされている村内にグループがありますが、村、行政以外からの支援が、少額であると聞いております。大阪府にも支援の制度があるのですが、実績がないと使えないとのこと。グループの立ち上げにはもちろんボランティアの協力も必要でございますが、行政の支援が必須だと考えます。

村では、学童保育を利用されている方は、村の小学校2校で、日により違うようですが、50名から約70名ほどおられると聞いております。保護者のご負担で、おやつ等を出ているようでございますが、育ち盛りのお子どもたちには、保護者が帰宅するまでの間、

空腹で過ごす時間が多いです。昨日も児童のもとに行ってまいったんですが、たくさん来られてまして、グラウンドで遊んだりとか、宿題をされてる様子を見てきました。

希薄になっていく地域のつながりを取り戻す時間として、また子どもたちを中心とした交流ができる場所として、月に1度でも地域の方々と交流を重ねての食事を提供しても無駄にはならないと思うのですが、村としての支援の考えを伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野健康福祉部長 現時点で、村内で子ども食堂をしてるところはございません。現状で村での支援制度は設けておりませんが、今後、子ども食堂を運営されるというようなことがあれば、他の自治体の事情を踏まえ、支援策について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

やっぱり、ない状況では何も動かないということは答弁いただいたんですけど。ですけど、私のほうからも、すり合わせ等で、近々活動を考えておられるところがありますよという内議はしたんですけど、それでも同じ答えやったんですけどね。見て見ないふりというのも結構ですけど、活動に役立つような環境づくりをと国のほうもおっしゃってるんで、予算がなければ動けないということであるんですけど、来年度に向けての村の考えを伺いたいと思います。

以上です。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野健康福祉部長 支援に当たりましては、その支援制度の構築であったり、予算の確保というものが必要となってまいりますので、その時期、いつからということは明言できませんが、令和7年度以降、他の自治体を参考に検討していきたいというふうに考えております。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

前向きな答弁と捉えて、ぜひ有効に活用していただけるように、また支援制度等をつくらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 2問目としまして、女性防災担当職員及び女性、子ども、高齢者の備蓄用品について伺います。

国は2011年12月に防災基本計画を修正し、避難所での女性への配慮を盛り込みました。さらに2013年には、その改訂版となる男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインを作成いたしました。取組のポイントとして、1、避難所で男女別の物干し場や更衣室を設ける、2、避難所運営のリーダー、サブリーダーの3割以上を女性にする、3、自治体の防災担当職員への女性の採用、登用を促進するなどを挙げております。

2023年12月時点での国の調査では、全国の市町村、能登半島地域の被災地は除かれますが、防災危機管理部局における女性職員の比率は11.5%にとどまっており、966自治体では女性職員はゼロが現状でございます。

女性の視点は、災害への備蓄用品にも影響があるようです。2022年の国の調査では、防災担当の女性職員が1割以上の市町村は、女性職員ゼロの市町村に比べ、女性や乳幼児向け用品、介護用品の備蓄割合が高い傾向が見られました。避難所においては、女性が避難所運営に関わることによって、今回の能登半島地震の避難所では、女性看護師の提案で、下着や紙おむつといった支援物資を保健室に置き、女性民生委員を交代で常駐する対応を取った結果、女性避難者から「人目を気にせず用品を取りに来られた」と声があったそうです。

本村における防災危機管理部局への女性職員の配置状況、今後の増員予定について伺います。

また、女性や子ども、高齢者が必要とされている備蓄用品の状況についてもお伺いします。よろしくお願いします。

○千福議長 答弁者、池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 女性防災担当職員及び女性、子ども、高齢者の備蓄用品についてご答弁申し上げます。

現在、防災を担当する危機管理課に女性職員の配属はございませんが、今後の課題と認識しております。なお、避難所開設時には男女それぞれ配置できるように努めております。

また、女性や子ども、高齢者が必要とされる備蓄用品の状況でございますが、大阪府が定める大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針において、重点11品目の救援物資が定められております。これら11品目は、生理用品、高齢者の食べやすい食料

や乳幼児用ミルク、哺乳瓶、乳幼児用、高齢者用のおむつなどがあり、それぞれ備蓄目標を達し、管理しているところです。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

女性防災担当職員及び女性、子ども、高齢者の備蓄用品について再質問を行います。

昨年末時点で半分以上の自治体が防災危機管理部局の女性職員はいないのが現状で、本村においても同じような状況と聞いております。重要な視点だと感じますので、ぜひ改善をお願いしたいと思います。

また、備蓄品に関しては、備蓄目標に達していると言われておられますが、昨今の予測不明の災害に対してどれほどの効果があるのか、大変疑問に思っております。避難所ごとに備蓄をされているとお聞きますが、実際に災害が起こったことを想定して、備蓄品を使用した実技訓練等も行われているのか。

また、避難所マニュアルはあるとお聞きますが、改定や更新は行われているのか。日々変化する状況下では、定められた目標値をこなすのみでは不十分だと考えます。お考えを伺いたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 災害備蓄品は、南海トラフ大地震が発生した場合に、避難所に避難される人数を推計し、3日間の避難所生活に対応する水や食料を備蓄しています。また、職員に対し、備蓄品の説明や役場庁舎の防災機能の研修なども実施し、災害発生時の対応や避難所運営への備えを行っています。

避難所開設運営マニュアルについては、令和5年9月に改正を行っております。災害が発生した際に避難所を立ち上げる手だけでなく、長期間の避難所運営を行っていく際の受援体制の構築も非常に重要であるため、千早赤阪村災害時受援計画を策定しましたので、今後研修などの充実に努めてまいります。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

災害備蓄品については、各避難所に応じて隣接をされ、常時、緊急時には即時使用可能な状況にあるのか。また、住民の方、なかんずく自主防災の担当者についての備蓄品を使用した訓練等はされているのか。

また、受援計画に対しての研修とはどのようなものを想定されているのか、お聞きいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 備蓄品は各避難所にそれぞれの物品を配置しており、すぐさま使用できる状態となっています。備蓄品は有事の際に使用するものですが、使用期限がある水などの一部の備蓄品は地域の防災訓練時に活用するなど、ローリングストックによる管理を行っております。また、簡易ベッドや間仕切りテントなどの利用体験も今後検討してまいります。

受援計画に対しての研修につきましては、具体的な計画には至っておりませんが、今後、職員を対象に、計画の要点について行いたいと考えております。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

過去から教訓がございますように、ある学校では頻繁に訓練をしていたことで、それゆえに多数の児童・生徒が助かったという事例も聞いておりますし、やはり訓練し過ぎることはないと思いますので、細かく、また綿密に計画を立てていただいて実行していただきたいと思います。

以上でございます。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 3問目の質問いたします。

認知症の人に寄り添った地域社会の構築について伺います。

社会の高齢化が進む中で認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の当事者が尊厳を持って人生の最期まで自分らしく暮らせる地域社会の構築が求められております。そのため、一人一人が自分事として身近な問題として捉えることが大事でございます。

そこで、行政が軸となり、小・中学校の児童・生徒、地域の企業、団体や自治会等と連携して、認知症サポーター講座のさらなる展開や、新しい認知症観、認知症になっても個人としてできることや、やりたいことがあり、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるを定着させる啓発資料の作成配布と、認知症に関する知識及び認知症の人に対する理解を深める取組を強化すべきと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

1つとして、認知症の人に寄り添うケア技術、ユマニチュードというのがございますが、この技術についての認識と考えを伺います。

2として、地域における認知症ピアサポート環境の整備。認知症の人が生きがいや希望を持ち、社会参加の機会を持てるよう、家族や事業所が適切な行動を取れる環境を整備することも必要でございます。特に認知症診断後、希望を持って行動することができるように、早い段階で情報共有やアドバイス等を受けられるように、インターネットによる交流を含めた地域における認知症ピアサポート環境の整備も重要だと考えますが、見解をお伺いします。

3として、認知症の人の行方不明者対策の強化について。認知症や、その疑いがあった行方不明者が1万9,039人に上り、年々増加しております。GPS端末の負担軽減策や衣服に貼れるQRコードシール等の普及など、命を守る取組も重要ではないかと考えますので、見解をお伺いします。

○千福議長 答弁者、中野部長。

○中野健康福祉部長 認知症の人に寄り添った地域社会の構築についてご答弁申し上げます。

ユマニチュードは、見る、話す、触れる、立つを4つのケアの柱として、相手に敬意を持って接することでコミュニケーションをスムーズにし、お互いの信頼関係を構築するケア技法とされております。

ケアの対象となる人の人間らしさを尊重し、相手を大切に思っているというメッセージを発信し続けることで、ケアの効果的な事例も報告されておりますので、認知症の人とその家族を支えるための認知症サポーターを養成していく中で、認知症について正しい知識と理解を広く住民に啓発できるように努めてまいります。

認知症ピアサポート環境の整備につきましては、専門家ではなく、当事者だからこそできる、分かる、話せることがたくさんありますので、まずはピアサポーターを養成することが重要だと考えております。そのためには、認知症ピアサポートの活動に対して当事者に理解を深めていただく必要があり、関係機関と連携して、周知方法等について検討を行ってまいります。

認知症の人の行方不明者対策の強化につきましては、現在、南河内7市2町1村で南河内圏域市町村徘徊高齢者SOSネットワークを設置しており、認知症高齢者が徘徊行動により行方不明になった場合は、周辺市町村との連携や警察などの関係機関と情報交換を行い、早期発見につなげることに努めているところでございます。GPS端末やQRコードシールの活用につきましては、先進自治体の取組を参考に検討を進めてまいります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

認知症サポーターを養成する取組をされておられますが、現状の取組と実績について説明をしていただきたいと思います。

また、今後ユマニチュード等について啓発をされるとのことですが、具体的に考えておられることはあるのか、伺います。

また、ピアサポートについては、窓口としての行政の役割が重要と考えますので、寄り添いながらの展開となろうと思いますが、第1段階として考えることはございますでしょうか。

認知症の人の行方不明者は年々増加しており、村でもお聞きしたことがございます。3日以降での生存率は急激に下がることから、GPS端末の負担軽減策や衣服等に貼れるQRコードについてはぜひとも検討いただきたいが、啓発だけでもできないのか、伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野健康福祉部長 認知症サポーター養成講座の取組についてでございますが、認知症は誰もがなる可能性がありますので、認知症を身近に考え理解し、お互いを支えられる地域を目指し、毎年認知症サポーター養成講座を開催しております。2008年から今年までの17年間で合計707人の方が受講されております。

また、ユマニチュードの啓発につきましては、まずは職員がユマニチュードのケア技法について理解を深めることが必要であり、その後、認知症サポーター養成講座等で啓発をできればと考えております。

認知症ピアサポートに関しましては、認知症の方が何人おられるかというところまでは把握しておりませんので、窓口に相談があれば、関係機関と連携して対応してまいります。

認知症の方へのGPS端末やQRコードシールの啓発につきましては、現在、村として何も制度がない中では混乱を招くことにもなりますので、まずは他自治体との取組内容等について調査をしてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

要望に代えさせていただきます。

QRコードシール等は安価で、しかも効果も一定あると思われるので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○千福議長 4問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 防犯カメラについてお伺いいたします。

本年の3月にも質問させていただきましたが、防犯カメラの設置、運用について現在の状況をお伺いします。

まず、村で把握している防犯カメラについて教えていただきたいと思います。

また、地区等からの設置要望については、小吹台地区から出ていると聞きました。小吹台に公的に設置されている防犯カメラは1台のみで、住宅内に侵入する経路は3経路ございますが、残り2経路が無防備になっているとのことが最近の報道でもございますが、強盗や傷害事件が増えており、実際に村でも事件が起きております。このような背景から、高齢者が多い本村では不安の声が多いことを受けての要望であると感じましたが、この要望に対して村としての考えをお伺いしたいと思います。

○千福議長 答弁者、池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 防犯カメラについてご答弁申し上げます。

防犯カメラの果たす役割は、犯罪捜査における証拠の記録やその抑止効果などが挙げられ、富田林警察からの意見も聞きながら効果のある使用箇所を選定し設置しており、現在村内13か所に防犯カメラを設置しております。

小吹台地区からは、さらに防犯カメラの増設についてのご要望をいただいておりますが、今年度新たに補助内容の変更や補助金額を増額しました地区活動応援補助金の枠組みの中で、地区が実施主体となり設置をいただけるようお願いいたしております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

地区が実施主体となりとございますが、行政としてはできないとしても、寄り添い、よい方向へ向かうことはできるように思います。近隣市町では既に実施されている防犯カメラに対する補助金、助成金の制度があり、制度を活用し、運用がなされております。制度がないのは、近隣では私たちの村のみです。今回、村から提案されている地区活動応援補助金については大変よい制度だと思うのですが、今回の要望については、各地区が同じよ

うな悩みを抱えていることから、村全体に及ぶ問題であると捉え、しっかりと話し合い、合意しないといけないと考えますが、この点を踏まえ、方針を伺いたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 村では、より自由度の高い、地域の実情に応じた事業に対する地区活動応援補助金を新たに設けており、防犯カメラにおいても全額を補助対象としているところです。

昨今の国内の犯罪発生状況や体感治安が悪化していることも考慮し、各地区の地区活動応援補助金の活用状況を踏まえ、他市町村で実施されている防犯カメラ等に対する補助制度について調査研究してまいります。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

地区からの要望は現在村が取り付けている様式の防犯カメラを希望されていると知るところでございますが、基本的には私もそれが妥当と考えます。今回の要望が却下される理由、またしっかりと話し合い、合意しないといけないと考えるについての再答弁の答えは不十分なので補足を望みます。

再答弁で、「防犯カメラ等に対する補助制度について調査研究していく」とございますが、いつまでにされるのか、お伺いしたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 現在の設置箇所につきましては、警察のご意見を伺いながら設置しており、防犯カメラの犯罪捜査における役割は一定満たしていると考えております。

なお、ご要望のあった小吹台地区へは引き続きご理解いただけるよう丁寧に説明してまいります。

また、補助制度につきましては、設置費用を対象とするのか、維持費を対象とするのか、限度額を設定するのかなど様々な課題がございますので、先ほど吉田議員の質問がありましたことも踏まえ、今年度中には一定の答えを出したいと考えております。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

今、答えていただきましたんで、来年選挙もございますし、私がまた当選させていただくことができるとしたら、またご質問させていただきたいと思います。

以上でございます。

○千福議長 5問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 5問目として、保険診療報酬等の支払いについてお伺いをいたします。

前回質問した介護や国保を利用した際の診療報酬について回答を得ましたが、不明な点等をお伺いします。前回の議会質問で得られた回答では十分ではないので、さらに質問を重ねたいと思います。議会終了後に様々な資料を提出いたしました但、納得いく答えはいただけなかったたので、再度質問いたします。

前回議会での再々答弁では、「被保険者から本人の申出がないと対応できない」との答えでしたが、本人が意思表示できない場合はどうなるのでしょうか。また、そのような状況で不正の疑義が発生した場合、実被害を受けているのは村であるにもかかわらず、現在の村での対応は、前述のとおり、一切受け付けませんとの対応なのでしょうか。また、村がこのような状況にあり、指導を仰ぐ上部団体に相談はされたのか。私が確認したところ、相談等はなかったと聞きますが、なぜ相談や問合せができないのでしょうか。お願いいたします。

○千福議長 答弁者、中野部長。

○中野健康福祉部長 保険診療報酬の支払いについてご答弁申し上げます。

村といたしましては、確たる証拠がない中、曖昧な情報で医療機関に対して指導を行うことはできません。前回の議会後、ご指摘いただいている件について、村の顧問弁護士、また大阪府警察本部にも相談をさせていただきましたが、「明確な根拠となるものがなく、現状で村としてできることはない」との回答でございました。

診療報酬の不正な請求について、本人が意思表示をできない場合につきましては、介護サービスを受けられている場合であれば、ケアマネジャーであったり親族の方などから明確な根拠を持って村に対して申出があれば真摯に対応してまいります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 井上議員の一般質問につきましては、30分を経過しておりますので、これで終了いたします。

ここで休憩を行います。

11時15分から再開いたしますので、よろしくお願いします。

午前11時07分 休憩

午前11時15分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

第４番目の質問者、田村議員、１問目の質問を許可します。

○田村議員 議席番号６番、平政会田村陽でございます。事前に通告させていただきましたとおり、小吹台、役場間の交通の便確保、ひきこもりへの支援策は、そして選挙公報未配布問題に対策はについて３問のご質問させていただきます。

まず最初に、小吹台、役場間の交通の便確保についてご質問させていただきます。

バス、電車で小吹台から役場など赤阪地区へ向かうには河内長野市や富田林市を経由しなければならないと、到底現実的とは言えないと考えております。小吹台地区の住民の方々は主に自家用車で赤阪地区に向かうことが多いのかなと思われそうですが、小吹台の高齢化率は村内でも１、２位を争う状況であることを考えますと、今後、免許返納する方の増加が当然予想されるものと思われそうです。免許返納後、外出の手段がなくなってしまうと外出の機会が減少し、外出の機会が減少すると今度は高齢者の方々の健康問題にもつながってまいります。そういった観点からも、免許返納後も気軽に役場やくすのきホール、いきいきサロンくすのきなどに通えるよう、小吹台、赤阪間に公共交通手段を確保していくことが必要かと思いますが、役場としてのお考えを伺いたく思います。よろしくお願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、小吹台と役場間の交通の確保につきましてご答弁申し上げます。

地域公共交通の現状としましては、金剛バスの事業廃止に伴い、昨年１２月から代替措置として、４市町村でコミュニティバスを運行している状況でございます。今年度に広域版の地域公共交通計画を策定し、今後も引き続き持続可能な地域公共交通の確保に努めてまいりたいと考えております。

その中で、ご質問の小吹台と役場との便の確保につきましては、議員ご指摘のとおり、現在赤阪地区と小吹台地区との地域間を結ぶ公共交通などの移動手段はなく、また公共交通による移動となれば隣接市を経由しなければなりません。また、高齢化の進展により免許返納など、車での移動手段がさらに難しくなることも予測されます。

このような状況を踏まえまして、今後このような地域間における移動手段についても検討していく必要があると認識しております。これらの課題を検討するには、例えば地域間のバランス、特に小吹台地区においては移動手段の充実による小吹台連絡所の在り方、事業実施による村財政への影響などに留意しつつ、より効率的かつ効果的な村政運営が図れるよう検討する必要があります。今後とも、議員の皆様と情報を共有し、意見交換しながら、これらの課題解決に向けまして積極的に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。

行政におかれましても、地区間の移動手段について検討の必要性を感じておられるとのことで、その点は非常に心強く思います。

ただ、その際には、現在運行していただいておりますタクシー、バスなどの公共交通、また昨今では公共交通としての意味合いも深めている介護タクシーなど各事業者とのすみ分けなど、多くの課題があることも確かでございます。とはいえ、いつまでも頭を悩ませていると、それだけでは住民生活は一向によくなりません。

そこで、手始めとして、くすのきホールや例えばB & G海洋センター等で実施するイベントの際に小吹台地区から臨時バスを運行することができないか、行政の考えをお伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、日谷総務部長。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 イベント実施の際の臨時バスを運行できないかというご提案でございますが、各イベントにつきましては、それぞれの事業担当課が実施いたしておりますので、そのイベントの事業内容などを踏まえ、その必要性があるのか、また費用負担も踏まえ、実施すべきかどうかを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。

イベントの際における臨時バスの運行につきまして、例えば村主催のイベントであれば比較的、民間主催のイベントに比べますと、臨時バスを運行するなど、できやすいかなというふうに思います。まずは、やはりできることから始めていく、それが一步を踏み出していくことにつながっていくと思いますけれども、改めて行政の考えをお伺いしたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 本村主催のイベントにおいて臨時バスを運行できないかというご質問ですが、まず私は各事業担当課が実施しているイベントにつきましては一定のまとまりを持って実施できないか。一つにまとめることによりまして、それぞれ相乗効果があり、より効果的に実施することができると思っております。そのようなことから、まずはできることを試してみてもと考えており、イベントを一つにまとめることについて、まずはメリッ

ト、デメリットを洗い出すとともに、臨時バス運行につきましても、庁内幹部会などを通じて各事業担当課と検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。

「村主催イベントにおける臨時バス運行の提案について、各事業担当課と検討を進める」とのご答弁をいただきました。前向きにご答弁いただいたというふうに思っております。

地域の住民さんから、「イベントに行きたいけど、交通手段がないから行けない」というお声をいただいております。バスや電車を使えば、ぐると迂回しなければなりませんし、イベントのためにタクシーを利用するというのもなかなか難しいというふうに思います。そうなってくると、もう行くのはやめようか、諦めようかというふうな選択にならざるを得ないというのが実情なのかなというふうに思っております。ただ、それは行政のほうとしてもお分かりだと思うんですね。それが分かっておられながら何も手を打たないというのは、ある意味、言葉はちょっときついですけれども、見捨てているということと同じなんじゃないかなというふうにも思います。地域公共交通について、そう簡単に解決できるような課題ではないことはよく承知しておりますので、今後の村の将来を見据えた地域公共交通の姿について引き続き建設的な議論をお願いするとともに、まずはできることから始めていくようお願いいたします。

以上、要望を終わります。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 続きまして、ひきこもりへの支援策はについてお伺いいたします。

内閣府が昨年行った調査によりますと、推計で146万人が外出をほとんどしない状態が長期間続く、いわゆるひきこもり状態にあるとのことでございます。これは割合にすると現役世代の50人に1人がひきこもり状態にあるということを意味しております。平成31年に行われた調査では推計115万人であり、コロナ禍を経て、およそ30万人も急増したということになります。

ひきこもり状態にある方の中には、誰にも相談したくないと考えておられる方も多く、それゆえなかなか見えてきにくい問題であります。ですが、現役世代の50人に1人がひきこもり状態にあるという調査結果から考えますと、本村でも少なくない方がそのような

状態にあると考えるべきであるかと思います。

これまで、ひきこもりは若者の問題と考えられがちでありましたが、現実には40代以上の人がほぼ半分を占めております。今は両親の年金などの収入があっても、今後困窮していかざるを得ないことは十分に予測可能でございます。本村にも、誰にも相談できずに、将来への不安だけを募らされている方が実は隠れているのではないかと。村として何かその方たちのためにできることはないのか。担当課の考えをお伺いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、ひきこもりへの支援につきましてご答弁申し上げます。

ひきこもりにつきましては、具体的に把握することは難しく、相談窓口や社会福祉協議会の見守り活動などから情報の把握に努めているところでございます。

ひきこもりの回復には、当事者やその家族に寄り添う地域の理解者や協力者を増やすことが重要でございます。各地区では、地区福祉委員会やボランティアによります喫茶や世代間交流、掛け声訪問など、気軽に立ち寄れておしゃべりのできる居場所づくりをされています。

今後も、関係者などの理解を深めるための啓発を行うとともに、大阪府ひきこもり地域支援センターや社会福祉協議会、民生委員とも連携し、必要に応じて民間支援団体や就労支援などにつなげていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうも村長ご答弁ありがとうございます。

相談窓口や社会福祉協議会の見守り活動から情報の把握に努めておられるとのこと、村としてもしっかりとひきこもり問題に目を向けていただいているのだなと安心いたしましたところであります。

ただ、村として、もっと積極的にこの相談窓口を設けておられるということを広報していくことも大切なのかなというふうに感じております。また、引き籠もっている方はなかなか自ら相談に出向くということができない状態である、その可能性が非常に高いとも考えられます。そういった方々を含めて、村のほうからもっと積極的にアプローチしていくことも必要なのではないかなと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 相談することは問題解決の第一歩でありまして、気軽に相談できる体制をつくることや相談窓口の周知が重要と考えておりますので、定期的に広報等による周知に努

めてまいりたいと考えております。

また、自ら相談に出向くことが困難な人がおられることも考えられますので、ひきこもりの人やそのご家族などが声を上げて支援につながるようなアンケート調査の検討をしたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。

要望に代えさせていただきます。

ただいま「周知に努めるとともにアンケート調査の検討をしたい」とのご回答をいただきました。アンケート調査を実施していただければ、声を上げにくいと感じておられる方々もお答えされやすいのかと思いますので、ぜひとも実施、検討していただきたく思います。

以上、要望を終わります。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 最後に、選挙公報未配布問題に対策はについてお伺いいたします。

今年6月30日執行の千早赤阪村長選挙及び議会議員補欠選挙に際し、約130世帯に選挙公報が未配布であったことが新聞にて報道されました。村として再発防止策を考えておられたようですが、せんだって行われた衆議院選挙におきましても選挙公報が届かなかったと住民の方から相談を受けました。日程的に余裕のなかった村長選挙、村議補欠選挙とは異なり、今回は主に地区に配布を委託したというふうに伺っておりますが、その点、地区に加入していない方への配布、これをどのように行われたのか、お尋ねいたします。

○千福議長 答弁者、日谷総務部長。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 選挙公報未配布問題に対策はについてご答弁いたします。

先日、10月27日執行の衆議院議員総選挙におきましても、前回の村長選挙の際のようなまとまった数の未配布ではなかったものの、僅かな件数の配布漏れがあったことにつきましては、深くおわびをいたします。大変申し訳ございませんでした。

今回の衆議院総選挙における選挙公報の配布方法につきましては、村広報の配布方法と同じく、各地区を通じて全戸配布し、地区未加入の方には戸別配布リストを基に職員がポスティングして配布をいたしました。しかし、戸別配布リストにつきましては、随時把握

し管理しているものではなく、過去において配布方法、戸別配布対応していた方を対象にポスティングしたもので、それ以外の方に対しましては直接的に配布できていない状況となっております。それらの方につきましては、公共施設への備置き、村ホームページへの掲載、村公式LINEでの情報発信などにより対応をいたしました。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。

前回の村長選挙及び議員補欠選挙での未配布問題の反省及びその対策として、配布世帯のリスト化、他市町村の事例調査などの対策を講じるとのことでありました。今、ご答弁いただいたところによると、地区未加入の方に対しては、実際配布できている方とできていない方というふうに二通りいらっしゃることを事前にやっぱり把握しておられたというふうに思うんですね。ということは、配布漏れを想定できたということですから、これあらかじめ対策することはできたんじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 選挙公報の配布方法につきましては、配布専門業者などへの委託による配布、またシルバー人材センターへの委託による配布、新聞折り込みによる配布、地区や自治会による配布などがございます。これまで選挙公報の配布につきましては、地区や自治会による配布を基本に対応しており、村長選挙や村議会議員選挙の際には、告示日から選挙期日までの期間が短期間であり、そのため地区等への負担が大きいことから、配布専門業者などへの委託により配布を実施しております。今回の衆議院議員総選挙の選挙公報の配布につきましては、日程的なことも考慮し、地区や自治会による配布といたしました。

地区へ加入していない世帯に対しましては、既存の戸別配布リストを活用したものの、その他の未加入の世帯の方を全て把握することは困難な状況で、また限られた時間や人員体制の中で多くの選挙事務を処理する必要もあり、時間的に配布世帯のリスト化ができなかったのが実情でございます。

今後、来年度には村議会議員選挙や参議院議員通常選挙も控えていることから、選挙公報の配布方法について、早い段階において配布世帯をリスト化することで未配布防止に努めるとともに、引き続き様々な配布方法を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 要望をお願いいたします。

ただいま「配布世帯をリスト化することで未配布防止に努める」との答弁をいただきました。実際、他市町村でも同様の事例というものは見られますし、全戸配布の困難さというものは私どももよく承知しているところではございます。ただ、とは言いましても、やはり今回は配布漏れが事前にある程度想定できたにもかかわらず、十分な対策が取られていたとは到底言えないというふうに思っております。その点はしっかりと反省いただきたく思います。

さて、今回この質疑で判明したことの一つとしまして、地区に加入されていない方を村では十分に把握できていないということがあったと思います。これ選挙公報についてもですが、防災などの面でも地区未加入の方への対応について今後、協議していく必要があるのではないかなというふうに思っております。今後、地区に加入されない方が増加していくということは、これは容易に予想できますので、行政といたしましても今回の一件を契機として、地区未加入の方へどういったふうにアプローチをしていくかということをご考いただきますようお願い申し上げます。

以上、質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○千福議長 第5番目の質問者、徳丸議員、1問目の質問を許可します。

○徳丸議員 議席番号4番、日本共産党徳丸初美、議長通告に基づき2問の質問をします。

1問目、金剛山の安全対策について。

富士山、東京の高尾山に次ぐ登山者が多い金剛山、ロープウェイの廃止後も登山者は増えている。一方で、「往復歩ける人しか登れない」という声も聞かれています。また、年に何回か遭難者も出ていると聞いています。10月末の新聞に、高齢の男性が下山中に疲労で身動きが取れなくなり救助要請をし、千早の駐在所の警察官が高齢男性を背負い下山し、助けた記事がありました。最近の金剛山での事故、遭難件数は何件あるか、伺います。

○千福議長 答弁者、池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 金剛山での事故件数は、令和3年度の27件をピークに、令和4年度16件、令和5年度9件と減少したものの、現状は横ばい状況であります。

令和3年度には、推奨している登山ルート外の道なきところに勝手に入り、事故となる事例が多くあったため、村、大阪府、奈良県をはじめ、消防、警察、関係12団体で構成

する金剛山安全対策推進連絡会を立ち上げ、推奨ルート以外の進入口にロープと進入禁止の貼り紙をし、事故の未然防止に努めています。

事故発生時の対応については、119番通報により、大阪南消防局が負傷者の救助に出動することとなっています。また、冬季の週末には、山頂で金剛警備隊が万一の事故に対して待機しております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 今、多くをおっしゃっていただいたんですけれども、千早赤阪村は大阪で唯一の村でありますし、大阪で一番高い山、金剛山。また、山道も、出し合い道といって、木を切り出した際の木を運び出すための道であり、全て個人所有であるということも聞いております。なので、そういった点では、山道を広くするとかということも大変なことだとは思いますが、ぜひ大阪府とも連携を取りながら、いろんなボランティア団体とも連携を取りながら、そういった遭難する方が一人でも少なくなるよう、やっていただきたいと思います。要望です。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 2問目は、生活支援対策。

まず初めに、日本共産党が要求していた赤ちゃんのおむつ支給を村長就任後にいち早く実施していただいたことに感謝をいたします。

コロナ禍以降、物価高騰は全ての物に及び、住民の生活を圧迫しています。村は今まで国の補助を受け、水道料金の基本料の減免などを行ってきましたが、村独自で生活支援になるような施策ができないか、村の考えを伺います。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 生活支援対策につきましてご答弁申し上げます。

物価高騰につきましては、全国的なものであり、国の施策として対応するものと認識しております。以前に実施しました水道料金の減免につきましては、物価高騰の影響を受けたものに対する支援策としまして国が創設しました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、実施したものです。村の財政を考えますと、現時点におきまして村独自の物価高騰対策は非常に困難と考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 石破内閣が物価高騰対策として重点支援交付金増額や灯油支援、水道料金減免など現在検討していると情報が新聞やニュース等で取り沙汰されています。現在、国から村に対し、どのような通知が来ているのか。詳細な内容が分かっているのであれば、教えていただきたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 ご指摘のとおり、新聞等では以前に実施したような低所得者世帯、低所得者の子育て世帯を対象とした給付金などを考えているようですが、国から村に対して詳細な通知はございません。今後、詳細が分かりましたら、議会に対しても情報提供してまいります。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望をお願いします。

情報提供はできるだけ早急をお願いしたいと思います。住民は物価高騰で生活に大変困っています。給付金などの交付について詳細が分かり次第、早急に対応していただくようお願いします。

村単独の物価高騰対策は非常に困難とのことですが、ぜひ何らかの支援を考えていただくよう強く要望します。もし実施されれば、千早のような少ない村でそんなことができるのかと他の市町にも広がります。

要望して終わります。

○千福議長 第6番目の質問者、藤浦議員、1問目の質問を許可します。

○藤浦議員 議席番号7番、平政会藤浦です。議長通告に基づき3問の質問させていただきます。

まず1問目、地域計画の進捗状況についてです。

10年後に目指す地域の農地利用を示した地域計画の策定が法的に義務づけられ、村でも令和5年度よりアンケート調査を行い、今年度からは地区ごとに農地所有者などの座談会を実施されています。また、地区長や農業委員、実行組合長会などによる座談会にも実施され、担い手不足など農業を取り巻く状況など課題が山積みしていると聞いております。地域計画策定の期限は今年度中のことであると聞いているが、策定することができるのか。地域計画の策定状況の進捗を伺います。

○千福議長 答弁者、池西村政戦略部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 地域計画の進捗状況はについてご答弁申し上げます。

す。

計画の進捗状況でございますが、地区座談会で農業従事者の高齢化、担い手不足、鳥獣被害対策や農道、水路の維持管理、補修などの各地区の課題を取りまとめ、協議の場の結果として村ホームページで公表しており、協議内容を踏まえ、地域計画（案）を作成しているところでございます。今後は、法的な手続として、地域計画（案）に対し、関係機関への意見聴取や公告縦覧の手続を行い、令和7年3月に地域計画が完成する予定でございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

地区座談会では、農業従事者の高齢化、担い手不足、鳥獣被害や農道、水路の維持管理など様々な課題がありましたが、村としてはどのように対応を考えているのか、お聞かせください。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 地区座談会では様々な課題がありましたが、その中でも農道、水路の維持補修に対する補助要望が多くありました。村としても、現状の補助制度の拡充について検討を進めるなど、今後も継続的に営農できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

「農道、水路の維持補修に対する補助制度の拡充について検討する」と前向きな答弁をいただきました。ただ、座談会の開催については、次の世代の農業後継者も参加しやすい日時、場所を検討されることも一考と思います。そして、村の農業の実情に合った補助制度により営農意欲を高めていただき、後継者の育成にも努めていただくよう要望して終わります。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 地域子育て支援拠点ひまわりの状況についてですが、昨年まで保健センターに議会事務局があるときはひまわりの利用者でにぎわっていたが、現在の状況を伺います。

また、村長マニフェストでは、利用者の意見をお聞きして充実を図るとなっておりますが、現在の進捗状況を伺います。

○千福議長 答弁者、中野健康福祉部長。

○中野健康福祉部長 それでは、地域子育て支援拠点ひまわりの状況についてご答弁申し上げます。

令和5年度の利用者数は、子どもが887人、大人が695人で、1日当たりの平均利用者数は11人となっております。令和6年度は10月までの利用者数は、子どもが459人、大人が342人で、1日当たりの平均利用者数は9人となっており、おおむね同水準でご利用いただいているものと考えております。

今後の事業につきましては、村長マニフェストを踏まえ、保護者に対してのアンケート調査を実施したほか、利用者の声を聞きながら、その充実について検討を進めているところでございます。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

11月広報にはひまわりの活動状況を掲載し、分かりやすく努力をされていることがうかがえます。

そこで、保護者にアンケート調査を実施したとのことですが、主にどのような意見があったのか、お伺いします。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野健康福祉部長 アンケートにつきましては、50組の家庭に行いました。主な意見といたしましては、「休日に開設してほしい」という意見が一番多く、そのほか「小学生低学年まで利用できるようにしてほしい」という意見や、「午後にイベントをしてほしい」というようなご意見がございました。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 アンケートの結果では、「休日に利用したい」という意見が多かったということですが、保護者の意見を踏まえて、休日に開設される考えがあるのか、村長の考えをお伺いします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 アンケート結果で、「休日に開設してほしい」というような声も多く聞いておりますので、このご意見は尊重したいと考えております。まずは、月1回程度で、土曜日に開設する方向で、職員体制などを調整していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 要望をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

それでは、要望ですが、利用者の意見を踏まえて、土曜日に開設する方向ということで、ぜひともお願いしたいと思います。初めての取組で、利用者もどれだけ来てもらえるか分からないので、村民の声を役場内で共有していただきながら、必要に応じて見直しを行いながら、さらなる充実に向けて取り組んでいただくよう要望して終わります。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 楠公誕生地周辺活性化交流拠点事業についてですが、村長は所信表明で、「土地購入に向けた地籍整備推進調査委託料、土地鑑定評価委託料が令和6年度当初予算に計上されているが、この計画は見直す」と言われた。今後、村長は楠公誕生地周辺活性化事業をどのように行っていくのか、お伺いします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 楠公誕生地周辺活性化交流拠点事業につきましては、事業手法などの課題整理が必要であると判断したことから、令和6年度予算に計上しておりました地籍整備調査委託料、土地鑑定評価委託料、関連事業費の減額補正を今議会に提案しております。

しかしながら、計画エリアに隣接する道の駅ちはやあかさかは情報発信の拠点として休憩施設を併設し、また地域で生産した農産物を販売する直売所として活用するなど、村外から多くの人を訪れることから、村の魅力発信の拠点となっていますが、施設の老朽化や農産物売場の確保など、様々な課題に対応することが急務となっております。

今後は、道の駅ちはやあかさかを中心とした交流拠点事業を進めますが、事業を実現するには、財源や実施手法につきまして大阪府と連携を密にし、協力や支援をいただけるよう協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

ぜひ菊井村長には、楠公誕生地周辺活性化事業には、地に落ちた計画ではなく、持続可能な、地に着いた事業を展開され、そして大阪府からも支援などが得られるよう、一層努力するよう要望されていくことをお願いしておきます。

以上で終わります。

○千福議長 要望ですね。

○藤浦議員 はい、要望でございます。

○千福議長 これで一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

皆さんお疲れさまでした。

午後0時01分 散会

令和6年第4回千早赤阪村議会定例会（第3号）

1. 招集年月日

令和6年12月19日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 吉 田 昭 之

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

健康福祉部長 中 野 光 二

村政戦略部長兼産業建設部理事 池 西 昌 夫

教育委員会事務局理事兼教育課長 森 田 洋 文

総務部長兼産業建設部理事 日 谷 順 彦

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局書記 土 井 達 也

7. 議事日程

日程第 1 議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について（委員長報告）

日程第 2 議案第59号 千早赤阪村事務分掌条例の改正について（委員長報告）

日程第 3 議案第60号 千早赤阪村職員定数条例の改正について（委員長報告）

日程第 4 議案第61号 職員の退職手当に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 5 議案第62号 千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について（委員長報告）

日程第 6 議案第63号 令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第8号）（委員長報告）

- 日程第 7 議案第 6 4 号 令和 6 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 6 5 号 令和 6 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 9 議案第 6 6 号 千早赤阪村議会の個人情報の保護に関する条例の改正について
- 日程第 1 0 議案第 6 7 号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書
- 日程第 1 1 議案第 6 8 号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書
- 日程第 1 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程
- 日程第 1 議案第 6 9 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について
- 日程第 2 議案第 7 0 号 千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改正について
- 日程第 3 議案第 7 1 号 特別職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 4 議案第 7 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 5 議案第 7 3 号 令和 6 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 0 号）について
- 日程第 6 議案第 7 4 号 令和 6 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

午前１０時００分 開議

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

まず初めに、１２月１２日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 報告いたします。

去る１２月１２日に開催しました議会運営委員会において今期定例会に上程する議案の審議方法を審査しましたので、報告します。

まず、本日の付議案件は日程のとおり、委員長報告、議案第６５号から議案第６８号、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件です。

議案第５８号から議案第６４号については総務民生常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に文教建設常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行ったのち、１議案ごとに討論、採決を行うことに決しています。

議案第６５号から議案第６８号は、本会議において審議していただくことに決しています。

最後に、日程第１２、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件の採決を行います。

以上でございます。

○千福議長 ありがとうございました。

~~~~~

○千福議長 日程第１、議案第５８号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてから日程第７、議案第６４号令和６年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第４号）までの７件を一括議題とします。

各議案は１１月２９日の本会議において各常任委員会に付託していただきましたので、その結果を順次報告願います。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

徳丸総務民生常任委員長。

○徳丸総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をします。

去る１１月２９日の本会議において付託を受けました議案６件の審査を行うため、１２月５日に菊井村長ほか関係職員の出席を求め、委員７名出席のもとに開催しました。

議案第５８号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制

定についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第58号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第59号千早赤阪村事務分掌条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第59号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第60号千早赤阪村職員定数条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第60号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第61号職員の退職手当に関する条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第61号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第63号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第8号）総務民生常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第63号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第64号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第4号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第64号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、文教建設常任委員長より報告を求めます。

田村文教建設常任委員長。

○田村文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をします。

去る１１月２９日の本会議において付託を受けました議案２件の審査を行うため、１２月５日は菊井村長ほか関係職員の出席を求め、委員７名出席のもとに開催しました。

議案第６２号千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第６２号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第６３号令和６年度千早赤阪村一般会計補正予算（第８号）文教建設常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第６３号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会記録をご覧いただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第５８号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第５８号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第５９号千早赤阪村事務分掌条例の改正についてに対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。  
これより議案第５９号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第６０号千早赤阪村職員定数条例の改正についてに対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。  
これより議案第６０号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第６１号職員の退職手当に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。  
これより議案第６１号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第６２号千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
改正についてに対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算(第8号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第4号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第8、議案第65号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第65号は、令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算(第9号)につい

てでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ４９７万５，０００円を追加いたしまして予算総額を４０億２０９万９，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、小吹台地区緑公園及びちびっこ広場などの樹木が倒木するおそれがあり、小吹台地区より伐採の依頼があったため、伐採に伴う委託料の増額などがございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます。まして提案の理由といたします。よろしくお願いいたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務部長。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 それでは、議案第６５号令和６年度千早赤阪村一般会計補正予算（第９号）につきましてご説明させていただきます。

まず、歳出についてでございます。

１０ページをお願いいたします。

まず、総務事務費は、コピー用紙購入に伴う消耗品の増額及び機構改革に伴うＰＨＳ増設委託料並びに職員用の事務机など庁用器具費の増額でございます。

庁舎維持管理費は、機構改革に伴うこども課の固定電話新設配線工事に係る通信運搬費の増額及び庁舎案内サイン貼り替え業務委託料の増額でございます。

その他財産維持管理費は、小吹台緑公園倒木伐採業務に係る委託料の増額でございます。

ちびっこ老人憩いの広場維持管理費は、ちびっこ広場等の桜の木の伐採業務に係る委託料の増額でございます。

保健センター管理事業費は、機構改革に伴う保健センター内のパーティション移設工事に係る工事請負費の増額でございます。

地域公共交通事業費は、凍結防止剤散布機購入に伴う機械器具費の増額でございます。

次に、８ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金は、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第６５号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 先日の全員協議会で様々ご説明いただいたんですけども、そのときお聞きし忘れていたのでお聞きしたいんですが、ちびっこ広場等の桜の木伐採業務で、これ小吹台でクビアカツヤカミキリ対策として8本伐採するというふうにお伺いしてるんですけども、一方のこの緑公園のほう、こちらのほうが金額的には大きいですね、171万5,000円ということで、こちらがどういったその伐採の内容なのか教えていただけますでしょうか。

○千福議長 日谷総務部長。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 小吹台地区から緑公園の桜の木ということで、同じくクビアカツヤカミキリの影響等で倒木するおそれがあるという桜の木がございますので、そちらの要望がございましたので伐採させていただくということでございます。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 こちら、本数は何本ぐらいになるんですかね。

○千福議長 日谷部長。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 全体で35本と確認しておりまして、そのうちの影響のある部分につきまして伐採をしたいと考えております。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。ありがとうございます。全体で35本でしたか。そのうち現段階で何本というのは決まってないけれども、可能性としてある程度確保したということですね。了解いたしました。

○千福議長 日谷部長。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 ご指摘のとおりでございまして、影響のある部分につきまして伐採をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第 6 5 号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第 6 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第 9、議案第 6 6 号千早赤阪村議会の個人情報の保護に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

徳丸議員。

○徳丸議員 議案第 6 6 号千早赤阪村議会の個人情報の保護に関する条例の改正について、地方自治法第 1 1 2 条の規定により提出します。

令和 6 年 1 2 月 1 9 日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員徳丸初美。賛成者、千早赤阪村議会議員井上浩一、千早赤阪村議会議員服部幸令、千早赤阪村議会議員吉田昭之、千早赤阪村議会議員田村陽、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

本議案は、令和 4 年 6 月 1 7 日に刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布により懲役及び禁錮を廃止し新たに拘禁刑を創設するなどの改正が行われ、これらの規定が令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い所要の改正を行うものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第 6 6 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第 6 6 号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第66号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第10、議案第67号自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書を議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 提案者である服部議員が体調が悪く、提案説明は私が代読させていただきたいと思います。

○千福議長 承知いたしました。

井上議員、提案説明の代読することを許可します。

○井上議員 議案第67号自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年12月19日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提案者、千早赤阪村議会議員服部幸令。賛成者、千早赤阪村議会議員井上浩一、千早赤阪村議会議員徳丸初美、千早赤阪村議会議員吉田昭之、千早赤阪村議会議員田村陽、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて提案理由にさせていただきます。

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書。

高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている。2023年の高齢ドライバーによる交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%となっており、2019年の18.1%からは減少しているものの依然として多発している状況である。

75歳以上・80歳以上の運転免許保有者数の推移を見ると、2019年の75歳以

上・８０歳以上の免許保有者数、７５歳以上は５８３万人、８０歳以上は２２９万人は、２００９年の数値、７５歳以上３２４万人、８０歳以上１１９万人と比較して、７５歳以上は約１．８倍、８０歳以上は約１．９倍となっており、今後ますます高齢ドライバーが増えていくと想定される。地方公共団体では加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者や交通事故を心配する家族等周辺の方々から相談を寄せられていた等の経緯から運転免許の自主返納の取組が進められる中で、免許返納後の移動の足の確保が大きな課題となっている。政府では高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討しているが、公共交通の空白地域には課題が残る。

よって、政府に対して全ての地方公共団体が高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等、下記の事項について特段の取組を求める。

記、一、高齢者の免許返納の促進に伴う自動運転移動サービスの導入において過疎地域を包含する地方公共団体に寄り添う形で国の相談窓口の開設や専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。

一、自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル４以上の車両の開発促進とともに遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

以上、地方自治法第９９条に基づき意見書を提出する。

令和６年１２月１９日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○千福議長 お諮りします。

議案第６７号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第６７号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第６７号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第11、議案第68号慢性閉塞性肺疾患(COPD)の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書を議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 議案第68号慢性閉塞性肺疾患(COPD)の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年12月19日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提案者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員服部幸令、千早赤阪村議会議員徳丸初美、千早赤阪村議会議員吉田昭之、千早赤阪村議会議員田村陽、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて提案理由にさせていただきます。

慢性閉塞性肺疾患(COPD)の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書。

慢性閉塞性肺疾患(COPD)は、主としてたばこの煙やPM2.5などの有害物質を長年に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としてはせき、たん、息切れを特徴とする。現在、COPDは健康日本21において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び対策を必要とする主要な生活習慣病に位置づけられている。COPDは肺胞が破壊されることにより酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。ここで一度破壊されてしまった肺(気管支や肺胞)は治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になる。また、COPDが進行し息切れや症状悪化により身体活動性が低下することでフレイル(健康な状態と要介護状態の中間段階)に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

さらに、COPDは循環器疾患、狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患、がんなど他の慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究の調査によれば、国内のCOPD患者は現在530万人とされているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2000人にとどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組の強化が必要である。

そこで、政府に対して高齢化が進行する我が国において国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組を強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について特段の対応を求める。

記、一、地域におけるCOPDの検査体制の強化、地域の医療機関へのCOPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に臨床検査技師、保健師等により正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知徹底。

画像検査（胸部エックス線や胸部CT検査）とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及。

一、受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進。

地方自治体における受診勧奨対策に対しての財政支援や保険者努力支援制度等、COPDの重症化や増悪を抑えるための取組推進へのインセンティブ制度の導入。

COPDの重症化や増悪を抑えるためインフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。

COPD関連の厚労科研費等の研究資金の確保などCOPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化。

一、COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーの向上。

COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識、経験に基づく適切な指導の展開や学校教育から企業団体の保健指導など幅広い年齢層に対する教育や研修の推進。

COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年12月19日。大阪府南河内郡千早赤阪村。

以上です。

○千福議長 お諮りします。

議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第68号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開時間は、のちほど事務局よりご連絡いたします。

午前10時38分 休憩

午後 1時40分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

田村議員。

○田村議員 12月3日に行われました一般質問での服部議員の発言は、本年10月に行われた人事異動についてのものでありますが、人事異動から日にちもさして経過しておらず、現段階において何らかの重大事案が発生しているというわけでもございません。それにもかかわらず本会議という公開の場で名指しで管理職個人の資質に疑問を呈するのは明らかに行き過ぎた批判であり、長きにわたり村を支えていただいていた職員の名誉を不当に傷つけるものでありました。当該発言の根拠は服部議員個人の私的な伝聞にありますが、その内容も部下が上司に対して持つ不満として明らかに限度を超えているものとも思えず、本会議という公式の場で個人名を挙げてまで糾弾しなければならないほどの事案には該当しないと考えます。また、その程度の部下の不満をるる取り上げ議会という公の場で糾弾すれば役場組織内に相互不信をもたらすことになり、課内の人間関係にもひびを入

れることになりかねません。課内での不和が村民により影響を与えるはずもなく、その意味でも今回の服部議員の発言は著しく分別を欠くものであったと思います。

先ほどの全員協議会でも一般質問の内容について全議員で確認させていただきましたが、この情報はそもそも服部議員が自ら得た情報ではなく、直接ではないが信頼する者からの情報である、職員から直接は聞いていないとのことでした。また、この伝聞の裏取りも行われていないということも判明いたしました。このような曖昧な根拠に基づいて役場職員を議会の場で、それも名指しで糾弾するようなことはあってはならないと私は考え、服部議員の一般質問における発言は不穏当と認められるものと考えております。今回の服部議員の発言を看過すれば、我々議会といたしましても服部議員の発言を追認したことになり、議会と理事者側の信頼関係に深い禍根を残すことになります。

したがって、記録を調査していただき、議長において発言の取消し勧告を行っていただきますよう要求いたします。

以上です。

○千福議長 ただいま田村議員から服部議員の一般質問の発言中に不穏当と認められるので発言の取消し勧告を行うよう要求がありました。

お諮りします。

田村議員の申出のとおり発言の取消し勧告を行うことにご異議ありませんか。

起立お願いできますか。

(賛成5名 反対1名)

○千福議長 ありがとうございます。

賛成多数で異議なしと認めます。

それでは、発言の取消しの勧告を行いたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

再開は、のちほどご報告させていただきます。

午後1時43分 休憩

午後1時46分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま井上議会運営委員長と服部議員と確認させていただきまして、先ほどの案件で服部議員のほうから取り消さないという形の確認を得ました。よって、服部議員、今回の一般質問は職員の氏名を挙げており、誹謗中傷やハラスメント発言と言われても仕方がありません。地方自治法第132条の規定を守っていただくよう今後は発言に注意をしてください。後刻記録を調査し、場合によっては措置することといたします。

それでは、次に移ります。

村長から追加の提案がありました。この件につきまして議会運営委員長に報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 12月19日に開催されました議会運営委員会について、追加議事日程について審議しましたので、報告いたします。

追加議事日程をご覧ください。

村長から議案第69号から議案第74号までの6議案が提案されました。この6議案は一括議題とし、本会議で審議いただくことに決していますので、ご報告とします。

○千福議長 ありがとうございます。

お諮りします。

菊井村長から議案第69号から議案第74号までの6議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第6として直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。

議案第69号から議案第74号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第6として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

○千福議長 追加日程第1、議案第69号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてから追加日程第6、議案第74号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第5号)までの6議案を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第69号から議案第74号は、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部改正、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算(第10号)及び令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第5号)について関連いたしますので、一括提案するものでございます。

本議案は、令和6年人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改正されたことに伴い議会の議員及び特別職の職員の期末手当、一般職の職員の給与や期末手当、勤勉手当並びに会

計年度任用職員の報酬等を改正するものでございます。

また、人事院勧告による人件費を補正するもので、一般会計は歳入歳出それぞれ2,460万9,000円を追加いたしまして予算総額40億2,670万8,000円、介護保険特別会計は歳入歳出それぞれ52万5,000円を追加いたしまして予算総額7億2,507万円とするものでございます。

内容につきましては担当よりご説明させていただきますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○千福議長 詳細説明を池西村政戦略部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 それでは、議案第69号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について、議案第70号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改正について、議案第71号特別職の職員の給与に関する条例の改正について、議案第72号一般職の職員の給与に関する条例の改正について、議案第73号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第10号）について、議案第74号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第5号）についての6議案につきまして関連いたしますので、一括して説明いたします。

今回の改正につきましては、人事院から職員給与の改正に関する勧告があり、国においても勧告に基づいて一般職の職員の給与に関する法律の改正が可決され、本村においても国の改正に準じ職員給与費等の改正を行うものでございます。

まず、お配りしております令和6年度人事院勧告に伴う給与改定の概要についてご説明いたします。

資料をご覧ください。

1、給料表の改定でございますが、人事院勧告における報告では民間給料との格差は1万1,183円、2.76%となっております。行政職給料表について採用市場での競争力向上のため初任給を大幅に引き上げております。参考に大学卒業程度の初任給は22万5,600円となり、引上げ幅はプラス2万3,200円、11.5%となります。また、若年層に重点を置きつつ全ての職員を対象に給料表の引上げ改定を行います。改定率は1級で11.1%、2級で7.6%、全体では3%となります。

2、期末手当、勤勉手当の改正でございますが、民間の支給状況に見合うよう引上げ改定を行います。支給月数は年間4.5月分から4.6月分に0.1月分の引上げ改定となります。

参考といたしまして条例の改正内容を表にまとめております。

次に、議案の説明をさせていただきます。

議案第 69 号議会の職員報酬及び費用弁償に関する条例の改正についてご説明いたします。

1 ページの第 1 条関係をご覧ください。

第 5 条第 2 項でございますが、人事院勧告を鑑み、期末手当の 12 月分の支給月数を 100 分の 235 とするものでございます。

次に、第 2 条関係でございますが、令和 7 年度以降の 6 月分と 12 月分の期末手当の支給月数をそれぞれ 100 分の 230 とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第 2 条の規定につきましては令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、第 1 条の規定につきましては、令和 6 年 12 月 1 日から適用するものでございます。

次に、議案第 70 号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改正についてでございます。

1 ページの第 1 条関係をご覧ください。

人事院勧告に基づき会計年度任用職員の報酬基準表を改正するものでございます。

6 ページをご覧ください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

次に、議案第 71 号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてでございますが、議案第 69 号の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の改正と全く同様の改正でございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、議案第 72 号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてでございます。

1 ページの第 1 条関係をご覧ください。

第 3 条の 2 は、人事院勧告に基づき特定任期付職員の給料表を改正するものでございます。

第 3 条の 3 は、任期付職員の給料表で人事院勧告を鑑み改正するものでございます。

2 ページをご覧ください。

第 25 条第 2 項は、人事院勧告に基づき期末手当の 12 月の支給月を 100 分の 127.5 に改正するものでございます。

同条第 3 項は、前項に引き続き定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の 12 月支給月を 100 分の 71.25 に改正するものでございます。

第26条第2項第1号は、人事院勧告に基づき期末手当の12月の支給月数を100分の107.5に改正するものでございます。

3ページをご覧ください。

同項第2号は、定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当の12月の支給月数を100分の51.25とするものでございます。

次に、別表1、行政職給料表でございますが、人事院勧告に基づき初任給をはじめ若年層に重点を置き改正を行うものでございます。

13ページの第2条関係をご覧ください。

第25条第2項は、令和7年度以降の6月及び12月の期末手当の支給月数をそれぞれ100分の125に改正するものでございます。

同条第3項は、定年前提任用短時間勤務職員の令和7年度以降の6月及び12月の期末手当の支給月数をそれぞれ100分の70に改正するものでございます。

第26条第2項第1号は、令和7年度以降の6月及び12月の期末手当の支給月数をそれぞれ100分の105に改正するものでございます。

同項第2号は、定年前提任用短時間勤務職員の令和7年度以降の6月及び12月の期末手当の支給月数をそれぞれ100分の50に改定するものでございます。

14ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定につきましては令和7年4月1日から施行するものでございます。

なお、第1条の規定による改正後の条例第3条の2、第3条の3及び別表1の規定につきましては令和6年4月1日、第25条第2項、第3項及び第26条第2項の規定につきましては令和6年12月1日から適用するものでございます。

次に、議案第73号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

歳出でございます。

議会費、議会運営事務費並びに各科目の職員人件費、会計年度任用職員人件費の補正につきましては人事院勧告による増でございます。

12ページをご覧ください。

介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計への人事院勧告による人件費の増に対する繰出金10万円でございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳入でございます。

繰入金は、今回の補正に係る費用の増額により財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、議案第74号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

歳出でございます。

地域支援事業費の職員人件費は、人事院勧告による増でございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳入でございます。

今回、補正に係る費用の増額により国庫補助金20万2,000円、府補助金10万円、一般会計繰入金10万円、介護給付費準備基金繰入金12万3,000円を増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第69号から議案第74号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第69号から議案第74号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第69号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 70 号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第 70 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 71 号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第 71 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 72 号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第 72 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 73 号令和 6 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 10 号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第 73 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 74 号令和 6 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第 74 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第 12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

井上議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定に基づき本会議の会期日程等議会の運営に関する事項を閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議された案件は全部終了しました。

ここで菊井村長より挨拶がございます。

菊井村長。

○菊井村長 ただいま千福議長のお許しを賜りましたので、令和6年第4回千早赤阪村議会定例会の閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

本定例会につきましては、11月29日の開会以来、本日に至るまで21日間の日程で開催いただきました。議員各位におかれましては本定例会にご提案させていただきました全ての議案に対しまして本議会、そして各委員会で慎重なるご審議の上、全て滞りなくご可決をいただきまして誠にありがとうございました。議案審議や一般質問などでいただきましたご意見、ご提言につきましては、その対応に十分留意しながら村政運営に取り組んでまいりたいと思っております。

そしてまた、第3回の定例会から試行されました本会議の生中継配信が今議会から正式に中継が行われました。議会改革の一環として村民の皆様に開かれた議会とするためではありますが、不特定多数の人が閲覧することが可能であり、閲覧件数も増加してるということを知っております。私も含めまして行政側としまして答弁内容につきましては十分に注意してまいりたいと考えております。

さて、11月30日には金剛山で初冠雪が観測されました。今日も山頂では4センチの積雪ということで本格的な冬が到来してきております。令和6年も残すところあと12日で新たな年を迎えます。役場内では現在令和7年度の当初予算の編成や予算査定の真っ最中であり、全員協議会でご報告させていただきましたように村の厳しい財政シミュレーションの中、財政担当課、そして各課のほうでは前向きな議論を進めながらやってる最中がございます。そしてまた、年末には各地区で歳末夜警が行われます。そして、新年1月11日は消防出初め式を開催いたします。新型コロナ感染拡大や今年の能登半島地震により中止となっておりましたので、数年ぶりの消防出初め式となります。また、13日には次の時代を担う皆様の新たな飛躍の第一歩となる門出を祝う二十歳のつどいを開催いたします。そして、4月13日には大阪関西万博が開幕し、村も開催期間中にイベントに参加する予定で現在計画中であります。本村では様々多くの行政課題を抱えながら職員は何かと業務が多忙となっておりますが、全職員が円滑な行政運営ができるよう日々奮闘していただきまして新人の村長を支えてくれております。私にとりましては職員はよきパートナーであり、職員と思いをしっかり共有しながら村政運営に前向きに頑張っており、まいりたい所存でございます。

最後になりますが、本年も村政に対しましてご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございました。寒さが厳しくなる折、議員各位におかれましては健康に留意され、健やかな新年をお迎えいただけるようお祈り申し上げます。定例会閉会の挨拶といたします。どうか皆さんよいお年をお迎えください。また、今後とも引き続きよろしくお願いし

ます。

○千福議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和6年第4回千早赤阪村議会定例会を閉会します。

皆さん、お疲れさまでした。

午後2時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 千 福 清 英

議 員 井 上 浩 一

議 員 藤 浦 稔